新庄村過疎地域持続的発展市町村計画

（令和３年度～令和７年度）

令和３年１２月策定

岡山県真庭郡新庄村

目　　　　　　　次

１　基本的な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
（１）　新庄村の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
①　自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要　・・・・・・・・・・・・・・　１
ア　自然的、歴史的条件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
（ア）自然的条件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
（イ）位置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
（ウ）歴史、沿革　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
イ　社会的、経済的条件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
②　過疎の状況と今後の見通し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
③　社会経済的発展の方向の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
（２）　人口及び産業の推移と動向　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
①　人口の推移と動向　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
②　産業の推移と動向　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
（３）　村行財政の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
①　行政の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
②　財政の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
③　施設整備の状況と動向　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
ア　生産基盤　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
イ　生活環境施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
（４）　地域の持続的発展の基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
①　これまでの過疎対策の成果と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
②　基本的な施策の方向性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
（５）　地域の持続的発展のための基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
（６）　計画の達成状況の評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
（７）　計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
（８）　公共施設等総合管理計画との整合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

２　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成　・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
（１）　現状と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
①　移住・定住・地域間交流の促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
②　人材育成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
（２）　その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
①　移住・定住・地域間交流の促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
②　人材育成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
（３）　事業計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

３　産業の振興　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
（１）　現状と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
①　農業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
②　林業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
③　商工業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
④　観光・レクリエーション　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
（２）　その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
①　農業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
②　林業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

③　商工業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
④　観光・レクリエーション　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
（３）　事業計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
（４）　産業振興促進事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
①　産業振興促進区域及び振興すべき業種　・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
②　当該業種の振興を促進するために行う事業の内容　・・・・・・・・・・・　１９
（５）　他市町村との連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９

４　地域における情報化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
（１）　現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
（２）　その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
①　情報基盤の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
②　行政のデジタル化の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
（３）　事業計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１

５　交通施設の整備、交通手段の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
（１）　現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
①　村道　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
②　農林道　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
③　除雪対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
④　公共交通機関　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
（２）その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
①　村道　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
②　農林道　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
③　除雪対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
④　公共交通機関　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
（３）　事業計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３

６　生活環境の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５
（１）　現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５
①　水道施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５
②　環境衛生　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５
ア　し尿及び生活排水処理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５
イ　ごみ処理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５
ウ　火葬場　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５
③　消防体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５
④　公営住宅　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
（２）　その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
①　水道施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
②　環境衛生　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
ア　し尿及び生活排水処理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
イ　ごみ処理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
ウ　火葬場　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
③　消防体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
④　公営住宅　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
（３）　事業計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７

７　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上並びに増進　・・・・・・・・・・　２８
（１）　現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８
①　高齢者等保健　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８
②　高齢者福祉　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８
③　児童福祉　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８
（２）　その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９
①　高齢者等保健　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９
②　高齢者福祉　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９
③　児童福祉　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９
（３）　事業計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

８　医療の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１
（１）　現状と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１
（２）　その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１
（３）　事業計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１

９　教育の振興　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２
（１）　現状と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２
①　学校教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２
②　社会教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２
（２）　その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３３
①　学校教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３３
②　社会教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３３
（３）　事業計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４

10　集落の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３５
（１）　現状と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３５
（２）　その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３５

11　地域文化の振興等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６
（１）　現状と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６
①　旧出雲街道新庄宿の町並み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６
②　文化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６
（２）　その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６
（３）　事業計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

12　再生可能エネルギーの利用の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３７
（１）　現状と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３７
（２）　その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３７
（３）　事業計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３７

13　その他地域の持続的発展に関し必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８
（１）　現状と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８
（２）　その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８
（３）　事業計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

1　基本的な事項

（1）新庄村の概況

①　自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

ア　自然的、歴史的条件

（ア）自然条件

新庄村は、岡山県の西北端に位置し、北と西は鳥取県に、東は蒜山地域に接している。中国山地の尾根部にあり毛無山を主峰とする1000m級の美しい連山に囲まれ、県下三大河川のひとつ旭川の源流域にある。

谷あいを流れる川が集まって新庄川となり南下して、真庭市で一級河川旭川に合流している。村の総面積は67.1k㎡で山林が92％を占め、谷あいに沿って標高450～600mに集落が点在している典型的な山村地域である。耕地面積は180ヘクタールで新庄川を中心とした平坦部と狭谷に沿って階段状に点在しており、生産性及び生産条件は厳しい。

気候は裏日本型に属し、平均気温は11度と低く、年間の降雨量は多く、1800mm（平成27年－令和元年）を超える。降雪期は12月から３月までと長く、積雪量も多い。

（イ）位置

本村は県境に位置し、旧出雲街道の宿場町として知られ、現在は国道181号が通り美作圏域の中心地である津山市へ１時間、ＪＲ姫新線中国勝山駅に車で30分、米子自動車道蒜山インターチェンジに20分で連絡する位置にある。県境を越えては、ＪＲ伯備線根雨駅に20分、米子市に60分の距離にある。岡山市へは、車で２時間強の距離にある。

（ウ）歴史、沿革

新庄村の歴史は古く、弥生式土器の出土等、当時から人が住んでいたことが知れる。明治初期の同村奥分奥構、奥分下構、町分上構、畝分町構、町分下構の五ケ構を統合して新庄村になってからは、市制・町村制成立期及び戦後の市町村合併期に一度も合併せず、平成の大合併も見送っている。

イ　社会的、経済的条件

本村は、美作圏域の中にあって、圏域の中心である津山市には国道181号で通じており、一方、米子自動車道蒜山インターチェンジ、湯原インターチェンジ、中国横断自動車道久世インターチェンジを通じて、岡山県南や四国方面、阪神方面、九州方面、鳥取県方面と連絡している。

平成17年に完成した主要地方道北房川上線野土路峠トンネルにより、県下有数の観光地帯である真庭市蒜山地域との通行が開け、蒜山インターチェンジを

通じて観光客等の流入が見られる。

② 過疎の状況と今後の見通し

昭和30年代からの高度経済成長等による若年層の都市部への流出に端を発した過疎化現象により、農林業が基幹産業である本村においては、人口減少が続いている。

本村の人口推移を見ると、昭和35年から平成27年の55年間に56.0%減少している。また、高齢化率（65歳以上の高齢者の割合）は、昭和35年の9.7%から平成27年には41.8%に増加しており、岡山県全体の28.7%に比べて著しく高くなっている。

このような状況の中、昭和45年以降、過疎地域自立促進特別措置法等に基づき、産業振興、保健福祉の充実及び移住・定住施策の推進等の対策を計画的に実施した結果、人口の社会増減については成果が出ているが、自然増減については死亡者数が出生者数を上回っており、自然減による人口減少が続いている。

今後も少子化・高齢化の傾向は続くものと考えられるが、本計画及び本村の最上位計画である「新庄村振興計画・総合戦略」に基づき、本村の持続的発展の実現に資する事業を推進していく必要がある。

③ 社会経済的発展の方向の概要

本村は県の三大河川旭川の源流域に位置し、面積の大部分は山林が占めるなど、豊かな自然を有している。

このような自然環境を活かし、農林業を中心とした産業の振興による雇用の確保及び所得の向上を図るとともに、新型コロナウイルス感染症を契機に見直された地方での働き方や暮らし等に係るニーズを取込んだ施策を展開していく。また、ＵＩＪターン希望者への空き家の提供や住宅の整備、各種福祉サービスの充実等、定住しやすい環境を整備していく。

（２）人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

国勢調査による人口推移は、昭和35年1,968人、昭和45年1,404人、昭和50年には1,280人と減少し、昭和55年には1,357人と一時増加したが、昭和60年から再び減少に転じて以降、平成27年には866人と減少傾向は続いている。

高齢化率については、昭和35年の9.7%から昭和45年には13.8%、昭和60年には21.9%と増加傾向にあり、平成27年には41.8%と、全国平均を大きく上回っている。

一方で、若年層の減少は続いており、今後も少子化・高齢化による人口の自然減が続くものと予想される。

② 産業の推移と動向

昭和35年には第一次産業人口比率が79.4%、第二次産業比率が5.1%、第三次産業比率が15.5%と、農林業中心の第一次産業が主体であった。

しかし、昭和55年には第一次産業が41.1%まで減少、一方で第二次産業が37.4%と急激に伸びたことから、この間の産業構造の変化が顕著に表れている。平成２年には各産業がほぼ33%であったが、平成12年には第三次産業が39.5%と伸び始め、平成17年には48.5%と、ほぼ半数を占めている。

そして、平成27年には第一次産業が32.5%、第二次産業が14.3%、第三次産業が53.1%となった。

本村の第一次産業は、近年の農林生産物価格の低迷による他産業への流出、担い手の高齢化や後継者不足等により就業人口の減少が続いている。

今後、第一次産業を含め、それぞれの産業構造の変化に応じた産業振興を行う必要がある。

表－1（1） 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	1,968 人	人 1,708	% △ 13.2	人 1,404	% △ 28.7	人 1,280	% △ 35.0
0歳～14歳	261	188	△ 28.0	347	33.0	234	△ 10.3
15歳～64歳	1,516	1,334	△ 12.0	863	△ 43.1	846	△ 44.2
うち15歳～29歳(a)	375	258	△ 31.2	153	△ 59.2	243	△ 35.2
65歳以上(b)	191	186	△ 2.6	194	1.6	200	4.7
(a)/総数 若年者比率	19.1%	15.1%	－	10.9%	－	12.8%	－
(b)/総数 高齢者比率	9.7%	10.9%	－	13.8%	－	18.0%	－

区分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 1,357	% △ 31.0	人 1,272	% △ 35.4	人 1,165	% △ 40.8	人 1,101	% △ 44.1
0歳～14歳	212	△ 18.8	201	△ 23.0	176	△ 32.6	155	△ 40.6
15歳～64歳	901	△ 40.6	792	△ 47.8	660	△ 56.5	587	△ 61.3
うち15歳～29歳(a)	174	△ 53.6	165	△ 56.0	107	△ 71.5	105	△ 72.0
65歳以上(b)	244	27.7	279	46.1	329	72.3	359	88.0
(a)/総数 若年者比率	12.8%	－	13.0%	－	9.2%	－	9.5%	－
(b)/総数 高齢者比率	18.0%	－	21.9%	－	28.2%	－	32.6%	－

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 1,051	% △ 46.6	人 1,019	% △ 48.2	人 957	% △ 51.4	人 866	% △ 56.0
0歳～14歳	141	△ 46.0	132	△ 49.4	115	△ 55.9	97	△ 62.8
15歳～64歳	512	△ 66.2	498	△ 67.2	462	△ 69.5	407	△ 73.2
うち15歳～29歳(a)	91	△ 75.7	84	△ 77.6	76	△ 79.7	67	△ 82.1
65歳以上(b)	391	104.7	389	103.7	380	104.3	362	89.5
(a)/総数 若年者比率	8.7%	－	8.2%	－	7.9%	－	7.7%	－
(b)/総数 高齢者比率	37.2%	－	38.2%	－	39.7%	－	41.8%	－

表1－1（3） 人口の見通し

区　分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数	1,357	1,272	1,165	1,101	1,051	1,009	957	866

区　分	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年
総数	816	735	684	636	595	553	512	474

区　分	令和42年	令和47年
総数	442	412

（３）村行財政の状況

①　行政の状況

地方行政をとりまく環境は、地域住民のニーズの多様化と社会経済情勢の変化など大きく変貌している。

地域の課題に適切に対応していくためには、これからも行政改革、財政構造の健全化を推進して、地域住民の行政需要に的確に対応できる効率的な行財政運営を実施する必要がある。

現在の行政体制は、次のとおりである。

【行政体制】

◎議決機関

議　　会 ― 議会事務局　常任委員会　―　（総務）

◎行政機関

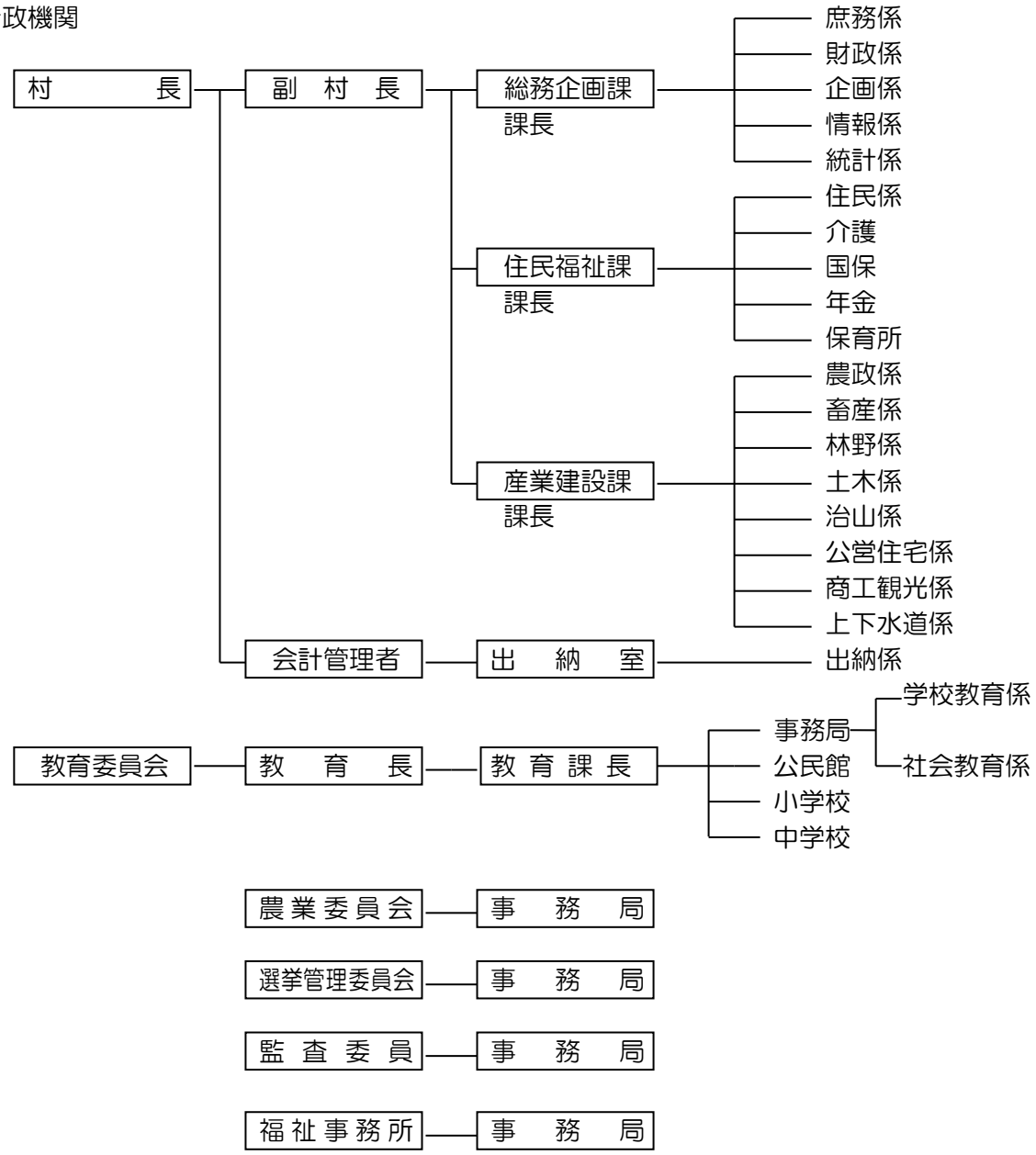

② 財政の状況

村財政は自主財源が乏しく、大半は交付税、国県補助金及び起債に依存している状況にある。

令和元年度歳入のうち、地方税の占める割合は12.8%となっている。

地方交付税の占める割合は、44.7%となっており、地方交付税に依存した財源構造となっている。

一方、財政の健全化を示す指標の一つである実質公債費比率は5.1%と良好な水準を保っているが、令和３、４年度に庁舎整備事業を実施することに伴い多額の地方債の発行を予定するため、今後より一層経常経費の削減、事業の優先順位設定、事業実施の見直しなど、限られた財源を有効に活用し、事業効果を最大限に引き出し、村民の多様なニーズに応えていくことが求められる。

表1－2（1） 村財政の状況 （単位：千円）

区　　分	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	1,491,194	1,427,842	1,866,399	1,641,173
一般財源	872,729	949,243	1,173,038	978,736
国庫支出金	44,191	48,075	188,028	148,731
都道府県支出金	102,855	95,381	105,641	102,704
地方債	189,200	115,565	104,949	107,997
うち過疎債	56,300	57,200	24,400	11,700
その他	282,219	219,578	294,743	303,005
歳出総額 B	1,374,922	1,355,613	1,698,256	1,611,664
義務的経費	459,081	452,014	491,962	468,136
投資的経費	333,390	268,453	304,470	327,139
うち普通建設事業	307,846	268,453	299,083	278,766
その他	582,451	635,146	901,824	864,762
過疎対策事業費（再掲）	387,251	144,306	164,724	201,191
歳入歳出差引額 C（A－B）	116,272	72,229	168,143	29,509
翌年度へ繰り越すべき財源 D	4,803	9,006	27,592	12,499
実質収支 C－D	111,469	63,223	140,551	17,010
財政力指数	0.350	0.330	0.210	0.210
公債費負担比率	15.1	16.7	9.9	9.2
実質公債費比率	－	9.0	6.2	5.1
起債制限比率	0.0	－	－	－
経常収支比率	87.6	82.1	73.3	84.2
将来負担比率	－	41.5	－	－
地方債現在高	1,682,133	1,632,901	1,324,008	1,278,477

③　施設整備の状況と動向

ア　生産基盤

村道は順次整備しており、令和２年度末の村道改良率は70.8%、舗装率は94.0%となっている。今後、地域振興の基本となる未整備区間の改良を行う。

農道は土地改良と同時に整備を行ってきたが、未整備な農道については、今後ほ場整備事業により、ほ場と一体的な整備を図る。

林道は、今後も基幹林道を中心にその整備を図る。

イ　生活環境施設

水道施設の整備は、昭和 36 年から整備を進め、令和２年度末の水道普及率は 95.9%と、近隣町村に比較して高い。整備された下水道への接続促進と適正な維持管理を図る。

表－1（2）　主要公共施設等の整備状況

区　　分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市町村道						
改良率　（%）	56.5	43.0	61.8	70.9	70.2	70.8
舗装率　（%）	20.1	66.4	88.1	91.0	92.1	94.0
農道						
延長（m）	13,062	13,549	15,458	15,111	17,607	20,872
耕地1ha当たり農道延長（m）	48.2	58.4	67.5	69.0	87.6	86.7
林道						
延長（m）	39,236	34,620	25,388	30,951	32,765	32,528
林野1ha当たり林道延長(m)	6.8	6.0	4.4	5.4	5.6	5.6
水道普及率（%）	90.2	90.9	91.6	93.4	95.5	95.9
水洗化率（%）	0.0	0.0	0.2	16.2	81.9	85.9
人口千人当たり病院	－	－	－	－	－	－
診療所の病床数（床）	－	－	－	－	－	－

（4）地域の持続的発展の基本方針

①　これまでの過疎対策の成果と課題

これまで、「新庄村過疎地域自立促進市町村計画」や、まち・ひと・しごと創生法に基づく本村の第１期総合戦略「新庄村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成27年から令和元年まで）等に基づき、農林業をはじめとする産業振興、道路や上下水道の整備、保健福祉施策の充実、教育や地域文化の振興、移住・定住施策等により、地域の活性化に取り組んできた。

その結果、近年は人口の社会増減がプラスに転じるなど、一定の成果が表れている。

しかし、急速な人口減少と高齢化は進行し続けており、地域の持続可能性を高

めるためには、人口減少の緩和や地域の担い手確保など、引き続き各種過疎対策を行う必要がある。

② 基本的な施策の方向性

本村の振興計画と第２期総合戦略を併せた「新庄村振興計画・総合戦略」（令和２年から令和６年まで）と整合性を図ったうえで、本計画における基本的な施策の方向性を次のとおり定める。

ア 安定した雇用を創出し、安心して働けるようにする

◇ 基盤産業である農業と林業を次世代へ継承する村

新庄村の人口動態を見ると、若い世代の人口流出が大きく、人口減少の主たる要因となっている。このような若い世代の流出に歯止めをかけるためには、安心して働ける場の創出が必要となる。特に基幹産業である農業と林業の価値向上を図り、働き手を増やすことは、新庄村の大きな魅力である美しい村の景観保持にもかかわるため重要である。

また、農林業の６次産業化を推進し発展させることで、製造業や流通業、小売業といった産業への波及効果を創出する。

イ 新しいひとの流れをつくる

◇ 美しい村の景観と豊かな自然を継承する村

新庄村は「日本で最も美しい村連合」に加盟し、美しい景観を守っている。中でも毛無山周辺の森林は、大山隠岐国立公園の特別保護地区にも指定され豊かな自然が残っている。また、がいせん桜通りは当時の宿場町の風情を残しており、これらの観光資源を大切にし、有効に活用しながら地域の活性化を進めていく。

このほか、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地方での暮らしやテレワーク等の働き方が注目されていることから、そのようなニーズを取り込むための施策を行うことで、移住者や交流・関係人口の増加を図る。

ウ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

◇ 子育てファミリーの移住先、定住先として選ばれる村

人口の社会増を目指すうえで有効な若い世代の移住を促進するため、空き家情報の発信や改修に係る補助、移住促進住宅の整備、また、本村の育児や教育環境の更なる充実に取組む。

エ 時代に合った地域をつくり、安全・安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

◇ 健康で子どもから高齢者まで生き生きと暮らせる村

高齢になっても元気で生き生きと暮らせるよう、健康づくりや生活習慣病予防に取り組むなど健康寿命の延伸を図る。また、独居高齢者の支援のため、高齢者住宅の整備を行う。このほか、地域住民の憩いの場の整備や公共交通

サービスの充実に努める。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

本計画に基づき実施する施策により達成すべき基本目標は、次のとおりとする。

◎　人口の社会増　　15人（令和７年度までの累計）

過疎地域である本村の持続可能な地域社会の形成には、その担い手の確保が重要であるため、人口の社会増を基本目標として設定する。

（６）計画の達成状況の評価

基本目標の達成状況については、毎年度、評価委員会で効果検証を行い、必要な見直しと改善を図ることで翌年度の取組に活用するＰＤＣＡサイクルを実施する。

（７）計画期間

本計画の期間は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５箇年とする。

（８）公共施設等総合管理計画との整合

本村では、平成29（2017）年３月に公共施設等総合管理計画を策定し、その中で次のとおり公共施設等マネジメントの基本方針を定めた。

①　公共施設保有量の最適化

②　維持する公共施設等のライフサイクルコストの最適化

③　地域づくりと連動した持続可能な公共施設等のマネジメントの推進

本計画における公共建築物及びインフラ資産の管理に係る施策については、これらの基本方針に則り、限られた予算を有効活用しながら推進していく。

２　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

（１）現状と問題点

①　移住・定住・地域間交流の促進

本村では少子高齢化の影響に伴い、自然減の状態が長年続いている。そのため、平成27年に「人口減ストップ対策」を宣言し、転入者の増加による社会増を実現させ、人口減に歯止めをかける取り組みを続けてきた。その結果、年度ごとに増減があるが一定期間でみると社会増の状態が実現され、人口減少のスピードが抑えられつつある。

一方で、近年、頻発する大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症による安心・安全に対する意識の高まり、情報通信技術の急速な発展、働き方・ライフスタイルの多様化など、社会情勢の変化に伴い地方移住への関心が高まっている。これまでも、人口減少対策の一環として、出産準備金や幼児・小学生・中学生への就学支援など若者や子育て世代などの移住・定住の促進のほか、移住・定住者に対する幅広い支援制度や住まいなどの移住定住に関する情報を村公式ホームページや広報紙、パンフレット、移住セミナー等でＰＲを行ってきた。今後はさらに、効果的な移住・定住支援の取組やニーズに即した制度の策定や移住者目線を持ち、移住希望者に寄り添って支援を行う団体の長期の活動継続及び育成が必要となる。また、移住・定住に限らず、事業用や二地域拠点居住など多様な人材の確保に努め、関係人口の創出を図る必要がある。

	転入者数	転出者数	転入者数－転出者数
平成27年度	20	21	△1
平成28年度	34	26	＋8
平成29年度	25	16	＋9
平成30年度	26	32	△6
令和元年度	26	30	△4

資料：政府統計の総合窓口（e-Stat）

②　人材育成

地域づくりの原点である、地域コミュニティで行う各種行事や祭礼が、過疎高齢化の進行によって全国的に維持することが困難になりつつある。このことは、本村においても例外ではなく、長きにわたり地域の活性化を担ってきた地域づくり団体も担い手不足により、活動を休止する事例もある。また、複雑化・多様化する地域の課題等が山積しており、過疎地域の持続的発展には、それぞれの世代において、自らの生涯を切り開いていく力を身に付け、それを地域社会全体の力に結びつけていく取組やその解決のための学習機会の充実が求められている。

（２）その対策

①　移住・定住・地域間交流の促進

ア　若い世代やＵＩターン希望者の本村への移住・定住を促進するため、起業・就業や住居、子育て、教育等の受け皿に関する総合的な環境づくりや、県や近隣市町、定住支援団体をはじめ東京・大阪の移住支援センター等関係機関と連携を図り、移住・定住希望者に対して村の情報発信や定住相談、移住セミナー、イベント等を開催することで、村への移住・定住促進と関係人口の創出・拡大を図るとともに、移住後のサポートを実施していく。

イ　地震等による災害リスクの少ない本村の魅力や移住・定住促進施策、子育て環境等の優位性をＰＲし、移住・定住希望者へ情報発信を行うとともに、定住促進支援制度等により移住・定住の促進を図る。

ウ　クリエイティブな人材が育つ環境を整備するなど、企業や人材を呼び込むことができる魅力的な地域づくりに取り組むことで、移住・定住促進と関係人口の創出・拡大を図る。

エ　空き家等を活用したテレワークやワーケーションの促進、サテライトオフィスの整備、企業誘致等により多様な人材の確保することで、移住・定住の促進及び関係人口の創出・拡大を図る。

②　人材育成

子育て世代や高齢者等のライフステージに応じた学習環境や学習機会を充実させるとともに、自治組織の活動等の活発化と地域活動への理解と参加、情報の共有化を図りながら、多様な地域づくりの担い手の確保及び育成を促進する。また、公営塾において、中学生の学力向上や、地域の未来を担う人間力の向上に向けたカリキュラムの開発を行う。

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	おためし住宅整備事業 定住促進住宅整備事業	新庄村 新庄村	
	(2) 地域間交流	地域間交流施設整備事業	新庄村	
	(3) 人材育成	人材育成拠点施設整備事業	新庄村	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	空き家対策事業 ・　村内の空き家の改修を行う個人または法人に対して補助を行うことで、村内への移住促進を図る。 移住サポート事業 ・　村内事業者と連携し、移住・定住情報の発信や移住希望者へ細かなサポートを行うことで、移住者の増加を図る。	新庄村 新庄村	
	地域間交流	大学生等地域交流事業 ・　大学生を対象に新庄村が抱える諸問題をテーマにしたワークショップをオフラインまたはオンラインで開催し、本村への興味関心を高めることで、関係人口の増加を図る。	新庄村	
	人材育成	総合的人材育成事業 ・　社会人を対象に、自ら考え主体的に行動し地域の課題を解決できる人材を育成するため、主に外部講師を招き、毎回ターゲットを明確にした講座を開催する。	新庄村	

3　産業の振興

（１）現況と問題点

①　農業

本村の農業就業者数は、基幹作物である米及び畜産物の価格低迷等、農家を取り巻く社会経済情勢の変化で減少傾向が続き、就業者の高齢化と担い手不足が深刻となっている。また、基幹作目の水稲は、機械の過剰投資や小規模栽培により生産コストが高くなっている。

専・兼別農家数及び農家人口

区分 年度	農家戸数	専業兼業別			農家人口	男	女
		専業	第1種 兼　業	第2種 兼　業			
昭和40年度	311	34	163	114	1473	722	751
昭和45年度	290	18	160	112	1234	601	633
昭和50年度	266	26	85	155	1111	529	582
昭和55年度	260	34	17	209	1070	517	553
昭和60年度	251	27	32	192	986	481	505
平成2年度	231	25	28	178	925	449	476
平成7年度	224	28	30	166	851	406	445
平成12年度	214	20	17	144	809	387	422
平成17年度	158	33	23	102	719	339	380
平成22年度	137	31	12	94	504	248	256
平成27年度	113	37	5	71	400	189	211

（農林業センサス）

経営耕地規模別農家数　　単位：戸

区分＼年度	昭和45年度	昭和50年度	昭和55年度	昭和60年度	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度
総数	290	266	260	251	231	224	214	158	137	119
0～0.5ha	66	61	61	88	70	68	38	33	27	22
0.5～1.0	110	105	102	84	91	75	83	71	61	50
1.0～1.5	80	66	61	54	38	48	35	31	24	28
1.5～2.0	22	22	21	9	15	10	10	9	9	5
2.0～2.5	6	5	9	6	7	9	5	7	6	4
2.5～	6	7	6	10	10	14	10	7	10	10

（農林業センサス）

農業粗生産額の推移　　単位：千万円

項目		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成27年
合計		35	39	40	41	28	27	25
耕種計		13	19	18	20	14	12	16
耕種	米	11	18	16	17	12	12	9
	麦類	－	－	－	－	－	－	－
	豆・いも類	0	0	0	0	0	0	0
	野菜	2	1	2	3	2	0	5
	果物	0	0	0	0	0	0	3
	工芸農作物	－	－	－	－	0	0	0
	その他	－	0	0	0	－	0	0
養蚕		－	－	－	－	－	－	－
畜産計		22	20	22	21	14	15	9
畜産	肉用牛	10	8	13	10	3	x	6
	乳用牛	10	12	9	11	11	10	3
	うち生乳	80	－	－	－	10	9	3
	豚	2	0	－	－	－	－	－
	鶏	0	－	－	－	－	x	x
	うち鶏卵	0	－	－	－	－	x	x
	うちブロイラー	－	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－	－
加工農産物		－	－	－	－	－	－	－
生産農業所得		17	14	15	13	9	10	10
1戸当り生産農業所得（千円）		658	570	594	554	430	512	512

（岡山農林水産統計）

農用地面積　　（単位：ha）

区分 年度	総数	耕種		
		田	畑	樹園地
昭和40年度	269	226	42	－
昭和45年度	265	214	51	1
昭和50年度	248	205	42	1
昭和55年度	243	203	38	2
昭和60年度	214	186	27	1
平成2年度	216	190	26	1
平成7年度	222	191	30	2
平成12年度	196	172	23	1
平成17年度	174	155	18	1
平成22年度	171	155	14	2
平成27年度	166	146	19	2

（農林業センサス）

② 林業

国内では、戦後の拡大造林により植林された森林が利用期を迎えており、国産材需要は回復傾向にある。一方で、林業従事者の高齢化、担い手不足は全国的な課題となっている。

村内においても基幹産業である林業の現況は同様であるが、林業従事者については若返りが進んでいる。

村内の人工林の多くは主伐期を迎えているが、国土保全、自然環境維持、水源涵養等の多面的機能を保持する観点から、伐採、造林、育林の適正なサイクルを基礎としつつ、持続可能な林業を推進する必要がある。

森林（民有林）整備の目標

（単位：面積ha、材積m3、人工林率％）

区分		現状 （令和2年度）	目標 （令和11年度）	備考
面積	人工林	3,036	3,110	
	天然林	2,361	2,348	
	その他	323	312	
	計	5,720	5,770	
材積	人工林	930,747	1,027,000	
	天然林	196,531	177,000	
	その他	－	－	
	計	1,127,279	1,204,000	
人工林率		53%	54%	

現状は岡山県農林水産部林政課調べ　（岡山県の森林資源　令和3年3月）

③　商工業

村の商業及び工業は、ともに零細である。商業については、近隣市町の大型店へ購買客が流れたことや、ネット通販の普及等による売り上げ減少、また、後継者不在により廃業した商店もあり、厳しい状況にある。工業については、村内には小規模な食品加工団体や木材関係の工場があるが、出荷額は低調である。また、地理的制約もあり、規模の大きな製造業等の新規企業の立地は見込めない。

区分	商店数	従業員数	商品販売額（万円）	
			総額	1店当り
昭和45年	30	56	10,427	349
昭和47年	22	47	12,464	567
昭和49年	27	58	18,103	670
昭和51年	29	74	37,273	1,285
昭和54年	27	67	38,199	1,412
昭和57年	24	61	59,886	2,495
昭和60年	24	59	62,936	2,622
昭和63年	23	79	91,823	3,992
平成3年	23	73	82,863	3,603
平成6年	23	65	79,952	3,476
平成11年	20	46	44,600	2,230
平成14年	15	52	60,400	4,026
平成16年	15	43	37,800	2,520
平成19年	15	40	45,000	3,000
平成26年	11	31	26,900	2,445
平成28年	11	32	26,400	2,196

（商業統計調査(※平成28年度は経済構造調査)）

工場数及び従業員数、製造品出荷額の推移

区分	工場数	従業員数	製造出荷額（万円）	
			総額	1工場当り
昭和45年	4	22	1,685	421.3
昭和50年度	5	62	15,613	3,122.6
昭和55年度	7	92	46,845	6,692.1
昭和60年度	7	123	35,798	5,114.0
平成2年度	6	100	49,137	8,189.5
平成7年度	6	107	61,322	10,220.3
平成12年度	3	62	34,200	11,400.0
平成17年度	3	17	17,500	5,833.0
平成22年度	3	22	52,783	17,594.3
平成26年度	1	17	－	－

（注）工業統計調査結果による製造品出荷額総額は加工賃等を含む。

（工業統計調査）

④　観光・レクリエーション

がいせん桜通りは、出雲街道新庄宿の面影が残る町並みと、通りの両脇にあるがいせん桜が融合された景観が魅力であり、重要な観光資源となっている。これまで観光客が訪れるのは、主に春の開花時期に限定され、その他の季節にはほとんど集客が見込めない状態であった。しかし、令和元年にがいせん桜通り内の古民家を改修して整備した宿泊施設を開業したことで、春の開花時期以外での滞在型観光を促進している。

一方、平成 30 年４月に改修した国道 181 号線沿いの道の駅「道の駅がいせん桜新庄宿」は、年間を通じて本村の観光拠点として機能している。

また、毛無山地域一帯については、平成 14 年３月に大山隠岐国立公園に編入されて以来、登山者が増加している。また、平成 20 年４月には、毛無山が「森林セラピー基地」に認定され、森林セラピーでの自然体験を目的に来村する人も増加している。

（２）その対策

①　農業

農業活性化のため、新庄村農業公社を中核とした担い手の確保と農地の保全に取り組んでいく。担い手については、若者だけでなく、定年帰農など中高年の就農者、法人の参入を進め、農地については農地中間管理事業を活用した農地の利用集積を進めていく。そして、関係機関との細やかな連携により、就農サポートと集落組織化の支援を行う。

一方、農業所得は農産物価格の低迷等により減少しているため、本村の気象条件を活かした「ヒメノモチ」と花き等の園芸品目の栽培の推進、そして６次産業化及び畜産の振興に積極的に取り組んでいく。

また、農作物を運搬するため、重要な農道等について舗装・改良を行っていく。

②　林業

伐採した木の安全で効率的な搬出のため、引き続き林道及び基幹作業道を整備する。

林業の担い手については、引き続き県等の関係機関と連携しながら確保を図る。

③　商工業

新商品の開発、販路開拓、新規創業及び後継者の育成等について、関係機関と連携し、それぞれの事情に応じたきめ細かな支援を行う。

また、村内でのみ使用可能な電子地域ポイントを令和２年に導入しており、これを用いて村内の経済循環を増大させるシステムを構築することで、村内経済の活性化を図る。

④　観光・レクリエーション

古民家宿泊施設等の村内宿泊施設と森林セラピー等の自然体験プログラムを連携させた滞在型観光を推進する。

また、平成 30 年４月から地域連携ＤＭＯである（一社）真庭観光局に加入し、真庭市と一体的に観光振興を図っている。今後、同局と連携しながら、新型コロナウイルス感染症により変化した新たな旅行スタイルに対応した着地型観光の整備を推進する。

さらに、老朽化した村内の観光施設の更新を適宜行う。

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
２　産業の振興	(1) 基盤整備 農業	水路改修整備事業 長床地区　L=430.0m	新庄村	
	林業	村有造林保全事業 296.0ha	新庄村	
		野土路高下線開設事業 L=4,200.0m W=4.0m	新庄村	
		林道潤谷線舗装事業 L=300.0m W=3.0m	新庄村	
		林道田槙線改良事業 L=100.0m W=3.0m	新庄村	
	(3) 経営近代化施設 農業	ヒメノモチ米集荷加工拠点整備事業	新庄村	
		肉用牛生産条件特別整備事業	新庄村	
	(8) 観光又はレクリエーション	不動滝周辺公園整備事業	新庄村	
		森林セラピー基地整備事業	新庄村	
		観光施設長寿命化事業	新庄村	
		電気自動車急速充電器更新事業	新庄村	

	⑼ 過疎地域持続的発展特別事業 第１次産業	農業公社運営事業 ・　新庄村農業公社への支援を通じ、本村の農業の振興を図る。	新庄村	
	観光	森林セラピー事業 ・　森林セラピー基地を活用した観光振興及び交流人口の増加を図る。	新庄村	
		真庭版 DMO 推進体制支援事業 ・　真庭版 DMO である（一社）真庭観光局への支援を通じて、村内の観光振興を図る。	新庄村	
	その他	電子地域ポイント活用事業 ・　村内でのみ利用可能な電子地域ポイントの活用・利用を促進し、村内での経済循環を増大させることで、産業の振興を図る。	新庄村	
		空き家活用事業所開設支援事業 ・　空き家等を活用した事業所の新規開設を支援することで、産業振興及び地域活性化を図る。	新庄村	

（４）産業振興促進事項

①　産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興 促進地域	業種	計画期間	備考
新庄村全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和３年４月１日 ～令和８年３月31日	

②　当該業種の振興を促進するために行う事業の内容
上記（２）及び（３）におけるその対策及び事業計画のとおり。

（５）他市町村との連携

本村はこれまで周辺自治体や全国の同規模自治体等の過疎地域間で連携し、観光等の産業振興を図ってきた。

今後も本村の持続的発展のため、自治体間の連携による相互の知見を活かした効果的かつ効率的な産業振興施策を推進する。

４　地域における情報化

（１）現状と問題点

本村では平成20年度までに光通信網の整備が完了しており、高速インターネット通信、光電話及び告知放送サービス等を提供している。今後、光通信網を含む情報基盤の維持管理及び更新を適切に行う必要がある。

一方で、行政事務・手続の効率化や、新型コロナウイルス感染症を契機に導入が進んだテレワーク等新しい働き方に対応した通信環境の更なる高速化が求められている。

（２）その対策

①　情報基盤の整備

光通信網を含む情報基盤の維持及び更改を適切に行う。また、テレワーク等新しい働き方に対応したWi-Fi等通信環境の整備を進める。

②　行政のデジタル化の推進

ＩＣＴ技術を活用し、行政情報を村民のスマートフォンやタブレット等を通じて発信し、また、行政手続及び庁内事務をオンライン化することで、村民の利便性の向上及び庁内事務の効率化を図る。

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
３　地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	告知放送施設	告知放送施設更改事業	新庄村	
	防災行政無線施設	防災行政無線更改事業	新庄村	
	テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	ＣＡＴＶ施設更改事業	新庄村	
	ブロードバンド施設	光通信網施設更改事業	新庄村	
	その他の情報化のための施設	情報基盤施設サーバー更改事業	新庄村	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	デジタル技術活用	行政情報発信デジタル化事業 ・　行政情報を村民のスマートフォン等へオンラインでタイムリーに発信できるシステムを導入することで、情報発信の効率化を図る。	新庄村	
		行政事務デジタル化推進事業 ・　マイナンバーカードによる本人確認を基本とした行政手続の電子化推進、役場庁内事務の電子化による業務効率化・ペーパーレス化を図る。	新庄村	

５　交通施設の整備、交通手段の確保

（１）現況と問題点

本村は公共交通機関が少ないため、日常生活において自動車が必要不可欠な状況である。

道路整備については、米子自動車道の整備、国道181号及び県道北房川上線の改良が着実に進み、近隣都市への移動時間が短縮され、日常生活の行動範囲が広がるとともに、交流人口の増加も図られてきた。

今後は、引き続き生活道路である村道の改良並びに農林業振興のための農林道の整備、また、冬季の除雪機械の整備、公共交通機関の確保及び維持に努める必要がある。

①　村道

村道の改良率は70.8%であり、生活路線としてはほぼ改良を終えているが、集落内には狭小区間が残る。

村道の状況

種　別	路線数	実延長(m)	改良延長(m)	改良率(%)	舗装延長(m)	舗装率(%)
幹一級	４線	10,728	9,616	89.6	10,728	100.0
幹二級	４線	7,117	6,366	89.4	6,893	96.9
その他	６９線	34,692	21,215	61.1	31,774	91.6
計	７７線	52,537	37,197	70.8	49,395	94.0

（道路台帳）

②　農道及び林道

農林道の整備は本村の基幹産業である農林業の振興に資するとともに、山間部に位置する本村にとっては、村民の生活道路としての重要な役割も果たしているため、今後も更なる路線の整備が必要である。

③　除雪対策

豪雪地帯に位置する本村においては、冬期間の生活道確保等のため除雪機械の整備、除雪作業の民間委託等の除雪対策を行っている。積雪は通勤、通学等日常生活に支障をきたすため、引き続き迅速かつ安全な除雪作業の実施が求められている。

④　公共交通機関

昭和30年代から真庭市勝山と本村を結ぶ定期バスが運行していたが、乗客数の減少により平成21年に事業者が撤退した。このため、隣接する真庭市に同一路線を通るコミュニティバスの運行を委託し、現状では真庭市久世と本村を結ぶコミュニティバスが１日４往復運行している。

また、平成29年11月からは、交通空白地域の解消のため、村内各地区とコミ

ュニティバスを接続する無料の村内巡回バスの運行を開始している。

（２）その対策

①　村道

村民の安全な生活道路の確保のため、集落内の狭小区間の解消を図る。

②　農道及び林道

集落間等を結ぶ生活道路としての役割を担っている農林道について、舗装・改良等整備を行う。

③　除雪対策

除雪機械の計画的な更新、増強等により除雪能力の向上を図る。

④　公共交通機関

真庭市と本村を結ぶコミュニティバスは、通学や高齢者の移動手段として重要な役割を果たしているため、今後の運行維持のためにコミュニティバスの利用促進を図る。

また、村内巡回バスについては、村民の利便性向上を図るため、村民の要望を反映しながら運行を継続する。

一方で、乗合タクシー等新たな交通手段についても検討を行う。

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
４　交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	村道田浪線改良事業 L=800.0m W=7.0m	新庄村	
		村道西田線改良事業 L=114.5m W=3.0m	新庄村	
	橋りょう	神谷橋修繕事業 L=17.0m W=4.0m	新庄村	
		千本橋修繕事業 L=25.0m W=3.5m	新庄村	
		足谷橋修繕事業 L=4.0m W=4.0m	新庄村	

		潤谷２橋修繕事業 L=10.0m W=3.5m 中山橋修繕事業 L=14.0m W=5.0m 中山第２橋修繕事業 L=9.0m W=5.0m 四十曲第１橋修繕事業 L=3.0m W=4.5m 四十曲第２橋修繕事業 L=3.0m W=4.5m 井手原橋修繕事業 L=13.0m W=3.5m	新庄村 新庄村 新庄村 新庄村 新庄村 新庄村	
	⑻ 道路整備機械等	除雪トラック　１台 除雪ドーザー　１台 村内巡回バス車輌整備事業 １台	新庄村 新庄村 新庄村	
	⑼ 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	真庭市コミュニティバス運行事業 • 真庭市中心部と本村を結ぶコミュニティバスを運行し、村民の移動手段の確保を図る。 村内巡回バス運行事業 • 村内各地区と村中心部を結ぶ巡回バスを運行し、交通空白地域の解消を図る。	新庄村 新庄村	

６　生活環境の整備

（１）現況と問題点

山間部に位置する本村は、これまで上下水道や住宅等の整備により、生活環境の整備を行ってきた。

今後、本村の豊かな自然と景観との調和を図りながら、施設の維持や更新等を行う必要がある。

①　水道施設

令和３年３月末時点、水道普及率は95.9%となっている。

近年の生活水準、衛生意識の向上により水道水への依存度は高くなり、給水使用量は年々増加している。今後、維持管理の徹底と省力化、老朽化した管路や設備等の改良が必要である。

②　環境衛生

ア　し尿及び生活排水処理

下水道整備は完了し、村が下水道接続、浄化槽整備を推進したこともあり、水洗化率は令和３年３月末時点で86.0%となっている。

下水処理については、真庭市の美新浄化センターで行っている。

イ　ごみ処理

以前は美甘新庄衛生組合（旧美甘村と共同で設立）が設置した焼却場を中心にごみ処理を行っていたが、現在は真庭市にごみ処理を委託している。

ウ　火葬場

村の火葬場は平成27年度に真庭市から移譲された。建物及び施設については老朽化進んでいるため、改修が必要となっている。

③　消防体制

常備消防として真庭消防組合を組織し、広域的に活動していたが、現在は真庭市に委託しており、隣接の真庭市美甘に美新分署が置かれ、消防・救急業務に当たっている。

また、村には非常備消防として新庄村消防団が組織されており、消防ポンプ自動車２台、小型動力ポンプ積載車４台、防火水槽12基を整備している。火災、風水害、地震から地域を守る防災の要として消防団の果たす役割は重要である。多発化・激甚化する災害対策による早期避難の呼び掛けや避難誘導、土のう設置や消火作業など多岐にわたって多様化・複雑化する消防団へのニーズへ対応すべく、盤石な体制構築が喫緊の課題となっている。今後、消防施設や資機材の更新及び防災行政無線の整備を含めた消防体制の強化を図る必要がある。

④　公営住宅

村が運営している公営住宅は、一部が経年劣化により修繕費用が増加している。

（２）その対策

①　水道施設

下水道整備に併せて水道施設の整備は終了しているが、今後は、管理コストの低減と、老朽化した管路や施設・設備等の改修を図る。

②　環境衛生

ア　し尿及び生活排水処理

下水道整備が完了し、下水道の水洗化率は90.0%に達している。下水道区域外においても､市町村浄化槽整備事業の実施により浄化槽地域の水洗化率は73.3%となっており、今後も下水道の接続推進、浄化槽の普及促進に努める。

また、下水処理施設の計画的な更新を行う。

イ　ごみ処理

ごみ処理は真庭市に委託しているが、今後もリサイクルをはじめ、資源の再利用に努め、ごみ排出量の削減に努める。

ウ　火葬場　住民福祉課

火葬場は建物及び施設の老朽化が進んでおり、今後も継続的に利用が見込まれるため、改修を行う。

③　消防体制

人口の減少から、消防団員の確保は困難な状況にあるが、地域防災の重要性に鑑み、防災行政無線を含めた機器、設備の計画的な更新を行い、消防体制の強化を図るとともに、予防消防の徹底を図っていく。また、風水害、地震等の災害から村民の生命、財産を守るため、自主防災組織の活動の充実、強化に努める。

④　公営住宅

老朽化した施設について適切に修繕を行うが、今後は施設の老朽化による維持管理コストの逓増等を見据え、施設の縮小や廃止、譲渡についても検討する。

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
５　生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	がいせん桜通り水道管敷設替事業 新庄村水道施設 Web 監視装置更新事業	新庄村 新庄村	
	(2) 下水道処理施設 公共下水道 その他	公共下水道接続事業 美新浄化センター検査機器更新事業 合併処理浄化槽整備事業	新庄村 新庄村 新庄村	
	(4) 火葬場	火葬場長寿命化事業	新庄村	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	定住促進住宅借上事業 • 民間事業者が単身移住者向けに整備した賃貸住宅を借上げることにより、同住宅の安定運用を図る。	新庄村	

7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上並びに増進

（１）現況と問題点

①　高齢者等保健

高齢者人口の増加に伴い、コミュニティ活動が困難となり、地域の活力が低下する傾向にある。地域の活力を低下させないため、高齢者が心身ともに健康であるよう、生活習慣病の予防、健康増進等の健康に関する正しい知識の普及、広報紙への健康情報の掲載、必要に応じた健康相談を実施している。

また、健康相談を通じて、独居高齢者や認知症が気になる方には保健師等が訪問支援を行っている。

健康診断は、特定健康診査、各種がん検診の受診奨励を愛育委員等を通じて行っている。また、人間ドックや脳ドックについても助成金を交付し受診の奨励を行っている。

②　高齢者福祉

本村における高齢化率は年々上昇しており、全国平均、県平均を大きく上回っている。平成27年の高齢化率は41.8％に達しており、近年は高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者が増加し、各家庭の扶養、介護機能が低下する傾向にある。

また、高齢者の消費者被害など、取り巻く環境は厳しさを増しているため、地域包括支援センターを中核とした地域全体で高齢者を支えていくケアシステムの充実と、介護予防や健康づくり、生きがい対策等の高齢者福祉の向上を図ることが大きな課題となっている。

本村では従来から高齢者福祉対策として他の町村に先駆け、敬老年金制度、老人クラブ活動への財政援助、介護予防教室（スマートヘルスケア事業）など積極的な対策を講じてきた。

今後は、高齢者自身が健康を守り、生きがいを見つける努力と自立した生活への意欲が必要であり、一人暮らしとなった地域内の高齢者が連帯して明るく生活する社会の実現が必要である。

さらに、高齢者が長年にわたって培ってきた知識、経験等を活かし、これらを若い世代へ伝承することで、地域全体を活性化させることのできる施策が必要である。

③　児童福祉

昭和52年に保育所を設置し、現在、定員35人で保育業務を行っている。

今後、保育児数の増加が見込めない状況ではあるが、待機児童を生じさせないための保育体制の維持、また、多様化する保育に対するニーズへの対応が求められる。

（２）その対策

①　高齢者等保健

医療、介護等の切れ目ないサービス提供のためには、保健師、ケアマネジャー、診療所等、行政機関内部での連携が重要なことから、以下について連携を強化する。

ア　保健師とケアマネジャー等との連絡を定期的に行い、高齢者の保健福祉サービスの充実に努める。

イ　医療部門との連携を図り、高齢者への適切な保健、福祉、医療サービスの提供に努める。

ウ　保健、福祉、医療部門の連携チーム等を組織し、情報を共有することにより、効率的なサービスの提供に努める。

エ　特定健康診査及びがん検診についても、各種機関の連携により、受診率上昇に努める。

②　高齢者福祉

今後予想される高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加に対応するため、村の総合福祉施設内に設置した地域包括支援センターを中核として、社会教育、地域文化、スポーツ活動への積極的参加や、各種相談、学習、レクリエーションの活動を行うことで、高齢者福祉の推進を図る。また、高齢者向け専用住宅の整備を行う。

社会活動に高齢者の知識と経験を活かすボランティア活動、コミュニティ活動への参加を促進するとともに地域の人々とのふれあいの促進を図る。

高齢者の健康診断の受診率を高め、健康管理と病気の早期発見、早期治療に努める。また、介護保険制度について、高齢者が安心してサービスの提供を受けられる体制づくりの確立を目指す。

③　児童福祉

保育士の確保や施設改修等により適切な保育サービスを提供することで、子育て世代の負担を軽減し、村内で安心して子育てができる体制の整備を図る。

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
６　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上並びに増進	⑶ 高齢者福祉施設その他	総合福祉施設長寿命化事業 高齢者住宅建設事業	新庄村 新庄村	
	⑻ 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	高齢者生きがい活動支援事業 ・　過疎地域における高齢者の社会活動への参加を促進することで、生きがいのある生活の確保を図る。 高齢者在宅福祉サービス事業 ・　過疎地域における高齢者の日常生活を支援することで、安心安全な生活の確保を図る。	新庄村 新庄村	

８　医療の確保

（１）現況と問題点

村の中心部に総合福祉施設「ふれあいセンター」を設置し、内科、歯科診療及び整骨院を併設しており、医師については、内科及び歯科は各１名が常駐、整骨院は週２日診療している。

入院や高度医療の需要については、村外の医療機関へ依存している状況であるため、高齢化が進行する中で医療連携の充実が必要である。救急医療体制については、真庭市と連携協力し、真庭市内の病院へ救急車で搬送しているところである。

（２）その対策

高齢化社会への対応と医療体制の充実のために医師の確保が必要であり、真庭圏域内の病院施設との連携を図るとともに、村内の高校生で国公立大学医学部（地域枠を除く）への進学者に対し、村費による特別奨学制度の検討を行う。

また、情報通信ネットワークが進歩していることから、高齢者世帯における事故等の通報に対応できる新たな通報システムの検討を行う。

予防のための村民の検診に一層の力を傾注し、集団検診等による検診の徹底、脳ドック及び人間ドック受診の奨励を図る。

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
７　医療の確保	(1) 診療施設 診療所	診療設備更新事業 （歯科診療所放射線機器一式）	新庄村	

９　教育の振興

（１）現況と問題点

①　学校教育

本村の小・中学校は、本村内に育つ児童生徒を対象とした教育機関であり、教育文化の殿堂として教育すべての面で大きな役割を果たしてきたが、社会環境が大きく変化している今日、変化に柔軟に対応し、心豊かにたくましく生きる児童生徒の育成が大きな課題である。

このような状況の中、平成31年４月に小中一貫教育校を開設し、義務教育９年間の発達段階に合わせて必要な教育を系統的・継続的に行っている。

また、「ふるさと新庄学」を中心に、地域の方から「自然・文化・歴史・産業」等多くのことを学び、中学校からは地域の人と関わりながら、地域の一員として、自ら課題を明確にして解決に向け取り組むことで、自己有用感や自己存在感を育んでいる。

村立小・中学校の児童・生徒数の推移

項目 年度	小学校			中学校		
	学校数	学級数	児童数	学校数	学級数	生徒数
平成　２年	１	６	８１	１	３	４２
７年	１	５	４９	１	３	４６
１０年	１	７	６２	１	４	３０
１５年	１	６	５９	１	３	３９
２０年	１	６	５５	１	３	３３
２５年	１	５	４２	１	３	２５
３０年	１	４	４２	１	３	１９

（学校基本調査資料）

小・中学校施設整備状況

項目 区分	校数	校地面積		校舎面積			屋内体操場	プール
		総面積	児童生徒１人当り	総面積	児童生徒１人当り	鉄筋校舎面積	設置校	設置校
小学校	１	9,658㎡	219.5㎡	1,965㎡	44.65㎡	1,888㎡	１	１
中学校	１	9,509㎡	475.4㎡	2,365㎡	118.25㎡	2,328㎡	１	０

（Ｒ２教育委員会資料）

②　社会教育

急速に変化する現代社会の中で生きがいのある生活を送るには、社会変化に適応し、主体的にものごとに対処できる能力を養う必要があり、そのため、生涯にわたり絶えず自己啓発を続ける生涯学習への意欲が高まっている。

また、生活水準やそれを取り巻く生活環境の変化に伴う新知識吸収への欲求、失われた人間の連帯性や主体性の回復への意欲等から、社会教育への期

待も高まっている。

こうした社会動向にあって、本村の社会教育は地域づくりを支える人づくりの育成のため、中央公民館やふれあいセンターを中心に各世代に応じた各種の学級、教室、講座の開講をはじめ、諸施設における定期講座やクラブ活動の充実、地域や職場における自主的な学習活動の奨励に努めている。

また、生涯学習、社会教育、地域住民の日常的な学習活動やふれあいの場として中心的な役割を担う集会施設の整備を進めてきたが、今後は施設の老朽化対策が必要である。

生涯学習活動事業に実施状況

種　　別	学級数	対象人員	種　　別	学級数	対象人員
舞　踏　教　室	１	３	バ　ン　ド	１	６
生　花　教　室	１	１０	オカリナ教室	１	７
コ　ー　ラ　ス	１	１５	読み聞かせ教室	１	２０
銭　太　鼓	１	４	料　理　教　室	１	１５
英 会 話 教 室	３	２０	田植え唄教室	１	２５
民謡・三味線教室	１	８			

（Ｒ２公民館資料）

図書室の利用状況

項　目 区　分	蔵　書 冊　数	館外貸出 冊　数	館外貸出 人　数
公民館内図書室	8,841	980	645
県立図書館図書	3,000	905	614
計	11,841	1,885	1，259

（Ｒ２公民館資料）

（２）その対策

①　学校教育

児童生徒数が減少しているが、小中一貫教育体制の推進により教育体制の更なる充実を図る。

また、学校は地域の活性化のシンボル的要素を持っているため、地域と連携した教育環境の整備を図る。

②　社会教育

村民の多様な学びの拠点となる中央公民館の老朽化対策、また、同公民館内の図書室の機能強化のための改修を行う。

また、役場新庁舎の建設に併せ、新庁舎内に議場と兼用で規模の大きな集会施設を整備することで、村民に幅広い活動の場を提供する。

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
８　教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	小中一貫教育推進事業 （小学校保健室移設、空き教室等改修、駐車場及び通路整備）	新庄村	
		空調設備整備事業	新庄村	
		小中学校バリアフリー化事業	新庄村	
	教職員住宅	教職員住宅新増築事業	新庄村	
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館	公民館老朽化対策事業	新庄村	
		図書館整備事業	新庄村	
	集会施設	新庁舎建設事業（集会施設部分）	新庄村	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習・スポーツ	総合的人材育成事業 ・　小中学生を対象にデジタル教材を活用したデザイン思考学習を行い、主体的に考え、自らの意思を伝え行動できる人材を育成する。 ・　小中学生を対象とした自然体験学習により、本村の豊かな自然に触れることで自然の多様性及び保護について理解のある人材を育成する。併せて郷土への愛着を深めてもらう。 ・　小中学生を対象に地元文化の体験学習を行い、故郷への興味・関心を高めることで、Ｕターン者の増加や地元文化の後継者となる人材の育成を図る。 ・　（再掲）社会人を対象に、自ら考え主体的に行動し課題を解決できる人材を育成するため、主に外部講師を招き、毎回ターゲットを明確にした講座を開催する。	新庄村	

10　集落の整備

（１）現況と問題点

本村は山林が大半を占め、谷あいの僅かな平坦地に集落が形成されており、村の中心から最も遠隔地の集落は、約８㎞程度の位置にある。

現状では、各集落の社会生活におけるコミュニティは維持できているが、高齢化等により今後危機的状況を迎えることが予想される。

また、各集落の耕地は概ね土地改良が行われているが、耕作者は高齢者、兼業農家が大半を占めており、後継者不足となっている。今後、集落に荒廃地が広がれば、「日本で最も美しい村」としての景観が失われ、生態系や防災面への影響が懸念さる。

このことから、集落のコミュニティの維持及び活性化を図り、また、集落による耕地や里山等の維持を支援する必要がある。

（２）その対策

集落のコミュニティの活性化については、地域の課題を自らの手で解決していこうという意識が重要であることから、行政として集落内でファシリテーター等地域づくりを担う人材を育成することで、集落の内発的な取組を支援する。

また、行政として集落が行う主体的活動への支援を行うとともに、生活関連施設の維持・整備を行う。さらに、集落の維持が困難と見込まれる場合には、集落再編も視野に検討を行う。

11　地域文化の振興等

（１）現況と問題点

新庄村にはかつて出雲街道の宿場が置かれていたため、遺跡、史跡、建造物等が多く存在し、特有の伝統文化も継承されている。また、自然景観にも恵まれており、中国山地の1000m級の山々、県内３大河川のひとつである旭川源流の清流など、県内外に誇る歴史的、自然的資産を保有している。そして、例年桜の開花にあわせて行われる「がいせん桜まつり」は、村最大の行事として多くの観光客を集めている。

①　旧出雲街道新庄宿の町並み

新庄村の現在の町並みは、旧出雲街道の宿場町として栄えたところから由来する。平成４年以降、明治38年に村議会の議決を経て植栽された「がいせん桜」とともに町並み保存を進めており、桜生育環境整備や、歴史的町並みを有する地区を中心に空き家活用事業を実施し、空き家対策にも取り組んでいる。

②　文化

優れた芸術、文化に接することは、村民の情操を高め、知性を涵養し、生活に潤いを与えるものである。人々が心豊かな充実した人生を送るためには、平素から芸術文化に接触し親しむことができるよう文化的生活環境が醸成されていなければならない。本村は、出雲文化との接点にあることから、特色ある地域文化を維持し、活発な芸術文化活動を展開してきている。今までの文化行政は、芸術文化の振興や文化財の保護などを行なってきたが、これらに加え今後は地域住民の生活に密着した文化を育てていくため、文化創造の主体である村民に対して様々な文化的ニーズに応じた施策を行っていく必要がある。

（２）その対策

新庄村の中心地域は「がいせん桜通り」として有名であり、町並み保存事業等を実施しているが、桜の開花時期以外は観光客の滞在時間が短いという課題がある。そのため、これまで古民家を改修したコワーキング施設や宿泊施設の整備を行ってきたが、今後もそれら施設を活用し、村民と協働で歴史文化を生かした中心地域の活性化を図り、観光客等の交流人口の増加を図る。

また、村民の郷土への愛着と誇りを高め、文化の発展と地域の活性化のために公民館活動を活発に展開する。公民館において各種の文化事業、多彩な講座を開催し、村民の文化活動への参加を積極的に促進する。

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10　地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	民俗資料館改修事業	新庄村	
		文化資料等保存施設整備事業	新庄村	

12　再生可能エネルギーの利用の推進

（１）現況と問題点

地球温暖化の問題は世界的規模で深刻さを増しており、本村としても脱炭素社会の実現に向けて行政、村民及び村内事業者等の各主体が一丸となって、積極的に温室効果ガス削減に取り組む必要がある。

このため、住民参画のもと、地域の自然や資源を最大限に生かした新エネルギーの導入の取組を進め、地域の活性化や安全安心な暮らしにつなげる。

（２）その対策

これまで村外に搬出していた未利用の村産木材を活用した木質バイオマスボイラーを導入することで、カーボンニュートラルの実現及び村内経済の活性化を図る。

その他、小水力発電の検討など、本村の豊かな自然を生かした再生可能エネルギーの導入を検討する。

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
11　再生可能ｴﾈﾙｷﾞｰの利用の推進	(1) 再生可能ｴﾈﾙｷﾞｰ利用施設	木質バイオマスボイラー導入事業	新庄村	

13　その他地域の持続的発展に関し必要な事項

（１）現況と問題点

①　自然環境の保全

本村は、人々が自然の地形を活かした営みの中で形成してきた中国山地特有の景観を多く残している。河川、山林、農地が一体となった景観は、本村の原風景として今後も保全が必要である。

しかし、近年は生活の中で木質資源を用いることが少なくなったことで里山の森林化が進行し、また、一部の耕作地は高齢化や後継者不足等により荒廃するなど、人の手が入らなくなったことにより自然環境が変化している。

また、本村のシンボルである毛無山一帯は岡山県が公有化しているが、そこに存在する県内有数のブナ林は、近年の気候変動と人間活動の影響による生育環境変化で、その存続が危ぶまれている。

（２）その対策

①　自然環境の保全

村民との協働により、自然環境の保全及び地域資源としての活用を推進する。

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
12　その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業 自然環境	自然環境保全事業 ・　ブナ林の再生を行うことで、水源涵養機能の維持や景観の保全を図る。 ・　本村の自然環境に精通したネイチャーガイドを養成し、村内外に対して自然環境保護意識の醸成を図る。 ・　本村に生息する絶滅惧種のウスイロヒョウモンモドキの生息区域を継続的に整備する。	新庄村	

事業計画（令和３年度～令和７年度）　過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
１　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	⑷ 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	空き家対策事業 ・　村内の空き家の改修を行う個人または法人に対して補助を行うことで、村内への移住促進を図る。	新庄村	当該施策により移住者増を見込み、その効果は将来に及ぶ。
		移住サポート事業 ・　村内事業者と連携し、移住・定住情報の発信や移住希望者へ細かなサポートを行うことで、移住者の増加を図る。	新庄村	当該施策により移住者増を見込み、その効果は将来に及ぶ。
	地域間交流	大学生等地域交流事業 ・　大学生を対象に新庄村が抱える諸問題をテーマにしたワークショップをオフラインまたはオンラインで開催し、本村への興味関心を高めることで、関係人口の増加を図る。	新庄村	当該施策により今後本村と継続的に関わりを持つ人口の増加を見込み、その効果は将来に及ぶ。
	人材育成	総合的人材育成事業 ・　社会人を対象に、自ら考え主体的に行動し地域の課題を解決できる人材を育成するため、主に外部講師を招き、毎回ターゲットを明確にした講座を開催する。	新庄村	当該施策により本村の課題を主体的に解決できる人材の育成を見込み、その効果は将来に及ぶ。
２　産業の振興	⑼ 過疎地域持続的発展特別事業 第１次産業	農業公社運営事業 ・　新庄村農業公社への支援を通じ、本村の農業の振興を図る。	新庄村	当該施策により農業公社を中心とした農業の維持及び発展を見込み、その効果は将来に及ぶ。

	観光	森林セラピー事業 ・　森林セラピー基地を活用した観光振興及び交流人口の増加を図る。	新庄村	当該施策により森林セラピーを活用した観光振興及び交流人口の増加を見込み、その効果は将来に及ぶ。
	その他	真庭版 DMO 推進体制支援事業 ・　真庭版 DMO である（一社）真庭観光局への支援を通じて、村内の観光振興を図る。	新庄村	当該施策により同局を中心とした真庭圏域の観光振興を見込み、その効果は将来に及ぶ。
		電子地域ポイント活用事業 ・　村内でのみ利用可能な電子地域ポイントを活用・利用を促進し、村内での経済循環を増大させることで、産業の振興を図る。	新庄村	当該施策により村内での経済循環の増大による地域活性化を見込み、その効果は将来に及ぶ。
		空き家活用事業所開設支援事業 ・　空き家等を活用した事業所の新規開設を支援することで、産業振興及び地域活性化を図る。	新庄村	当該施策により空き家等の有効活用や事業者進出等による地域活性化を見込み、その効果は将来に及ぶ。
３　地域における情報化	⑵　過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	行政情報発信デジタル化事業 ・　行政情報を村民のスマートフォン等へオンラインでタイムリーに発信できるシステムを導入することで、情報発信の効率化を図る。	新庄村	当該施策により情報発信の効率化を見込み、その効果は将来に及ぶ。
		行政事務デジタル化推進事業 ・　マイナンバーカードによる本人確認を基本とした行政手続	新庄村	当該施策により行政手続や行政事務の効率化を

		の電子化推進、役場庁内事務の電子化による業務効率化・ペーパーレス化を図る。		見込み、その効果は将来に及ぶ。
4　交通施設の整備、交通手段の確保	⑼ 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	真庭市コミュニティバス運行事業 ・　真庭市中心部と本村を結ぶコミュニティバスを運行し、村民の移動手段の確保を図る。	新庄村	当該施策により真庭市と本村を結ぶ地域旅客運送サービスの持続的な提供を見込み、その効果は将来に及ぶ。
		村内巡回バス運行事業 ・　村内各地区と村中心部を結ぶ巡回バスを運行し、交通空白地域の解消を図る。	新庄村	当該施策により村内における移動手段の持続的な提供を見込み、その効果は将来に及ぶ。
5　生活環境の整備	⑺ 過疎地域持続的発展特別事業 その他	定住促進住宅借上事業 ・　民間事業者が単身移住者向けに整備した賃貸住宅を借上げることにより、同住宅の安定運用を図る。	新庄村	当該施策により民間事業者が単身移住者向けに整備した賃貸住宅の持続的運用が見込まれ、その効果は将来に及ぶ。
6　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上並びに増進	⑻ 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	高齢者生きがい活動支援事業 ・　過疎地域における高齢者が社会活動への参加を促進することで、生きがいのある生活の確保を図る。	新庄村	当該施策により地域社会に活力ある高齢者が増加することを見込み、その効果は将来に及ぶ。
		高齢者在宅福祉サービス事業 ・　過疎地域における高齢者の日常生活を支援することで、安心	新庄村	当該施策により高齢者の安心安全な暮らしの確

		安全な生活の確保を図る。		保を見込み、その効果は将来に及ぶ。
8　教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習・スポーツ	総合的人材育成事業 ・　小中学生を対象にデジタル教材を活用したデザイン思考学習を行い、主体的に考え、自らの意思を伝え行動できる人材を育成する。 ・　小中学生を対象とした自然体験学習により、本村の豊かな自然に触れることで自然の多様性及び保護について理解のある人材を育成する。併せて郷土への愛着を深めてもらう。 ・　小中学生を対象に地元文化の体験学習を行い、故郷への興味・関心を高めることで、Uターン者の増加や地元文化の後継者となる人材の育成を図る。 ・　（再掲）社会人を対象に、自ら考え主体的に行動し課題を解決できる人材を育成するため、主に外部講師を招き、毎回ターゲットを明確にした講座を開催する。	新庄村	当該施策により自ら主体的に考え行動し、また、地域の自然や文化を保全・発展させる人材の育成を見込み、その効果は将来に及ぶ。
12　その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業 自然環境	自然環境保全事業 ・　ブナ林の再生を行うことで、水源涵養機能の維持や景観の保全を図る。 ・　本村の自然環境に精通したネイチャーガイドを養成し、村内外に対して自然環境保護意識の醸成を図る。	新庄村	当該施策により本村の豊かな自然環境の保全を見込み、その効果は将来に及ぶ。

		・　本村に生息する絶滅惧種のウスイロヒョウモンモドキの生息区域を継続的に整備する。		